

報告

社会保険医療指導委員連絡協議会

常任理事・医療保険部長 橋本 洋一

首題協議会を3月18日(日)、北海道医師会会議室において各郡市・医育機関医師会の指導委員に参集願ひ開催した。

冒頭、医療保険管掌の三宅副会長より「多忙の中のご出席に感謝する。改定された点数の理解はもとより、施設基準の届出に十分注意願ひたい。過去に多額の返還金が生じた例もある」と挨拶した。

ついで、小職より北海道厚生局古家統括指導医療官、加藤・近藤指導医療官、豊田管理課長補佐、菅医療課長補佐、岩崎・石元医療指導監視監査官、北海道保健福祉部岩崎主査を紹介した。

議事に入り、古家統括指導医療官から平成24年度診療報酬改定の概要と個別内容、豊田管理課長補佐から施設基準について、約180枚の厚生局作成のパワーポイント資料に基づき2時間余にわたり詳細な説明が行われた。

ご多忙の中、ご出席いただいた北海道厚生局・北海道の各氏にお礼申し上げます。

本協議会に先立ち3月14日に、北海道厚生局と北海道、当会医療保険部担当役員により、改定内容の確認、今後の進め方等について打合せを行った。また、3月5日には、日本医師会および厚生労働省においてそれぞれ説明のための会議が開催されている。

3月下旬、道内各地において北海道厚生局主催の改定説明会が開催された。

その案内は「診療報酬改定説明会(集団指導)」と記載され各医療機関に通知された。診療報酬改定説

明会は指導大綱には集団指導と位置付けされ、日本医師会と厚生労働省が平成22年に合意されたことからこの表現となったものであるが、開設者・管理者・保険医が出席できなくても、また都合により医療機関から、どなたも出席できなくても何らのペナルティもない。

しかし、その心配の問合せ等もあったので、今回の改定時には、誤解、混乱のないような案内とすることを検討するのでご了承願ひたい。



施設基準(「新たに施設基準が創設されたことにより、平成24年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの」「施設基準の改正により、平成24年3月31日において、現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成24年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの」)の届出の締め切りは、北海道厚生局に必着で4月16日(月)である。医療機関から発送する日ではないのでくれぐれもご注意願ひたい。

またその封筒には、朱書きで「医科施設基準在中」と書くこととなっている。北海道厚生局における迅速な事務処理と、それにより戻ってくる通知が早くなるのでご協力をお願いしたい。

日本医師会および厚生労働省の説明資料、Q&A、その他関係資料は、当会ホームページの緊急重要情報に随時登載し、メール登録いただいている会員にはその際、直接発信している。また、北海道医報附録の医療保険関係通知とするので、随時ご覧いただき確認をお願いしたい。



北海道厚生局 古家統括指導医療官



北海道厚生局 豊田管理課長補佐



三宅副会長